



泉崎駐在所だより

自転車の安全利用の促進!

自転車損害賠償責任保険等への加入が「義務」
となりました! 令和4年4月1日から

令和4年4月1日から、福島県内において、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が全面施行され、自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されました。

罰則規定はありませんが、全国では数千万円の高額賠償を命じられた事例もあります。

相手の賠償に比べられるよう保険への加入、ヘルメット使用は、努力義務ではありますが、自転車事故の被害軽減に向けて運転時はヘルメット着用を心がけましょう。



農繁期の交通事故

本格的な農繁期となりますが、トラクター、耕耘機などの農耕車を運転中に重大交通事故が多発する懸念が高まっています。

事故防止のためのポイント

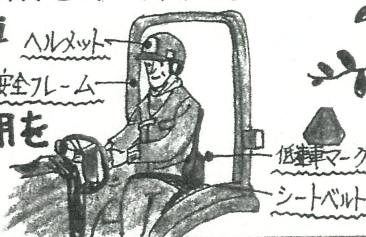
- 明るいうちに作業を終わるようにする。
- 行き先、帰宅時間を家族に告げる。
- 車幅の確認と道路の路肩の状況を確認する。
- 農耕車自体に夜光反射材を貼付する。
- 運転者自身に夜光反射材を身に付ける。

安全フレーム、低速車

マークの設置、シート

ベルト・ヘルメット着用を

徹底しましょう。



駐在所から泉崎村の皆さんへ

このたび、縁あって泉崎駐在所に赴任しました小野口拓夫、と申します。



駐在所に夫婦で暮らしております。

是非とも皆様から頼られ、泉崎村

の安全、安心のため頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。

また、春の交通安全運動期間中は住民の皆様方にはご協力いただき厚く御礼申し上げます。